

羽生市まちづくり自治基本条例委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、羽生市まちづくり自治基本条例（平成21年条例第30号。以下「条例」という。）第43条の規定に基づき、羽生市まちづくり自治基本条例委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 条例の見直しに関すること。
- (2) 条例を見直した結果を市長に報告すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、条例の見直しが終了するまでとする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のとき

は、議長の決するところによる。

- 4 委員会は、条例の見直しのために必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この告示は、平成26年7月1日から施行する。